

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、土地の主権者（買主等）は、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

【届け出の対象となる面積】

- ・市街化区域 2千㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

※幌延町は、都市計画区域外のため1万㎡以上の土地取引が届け出の対象となります。

【届け出者】

- ・土地の権利取得者（買主等）

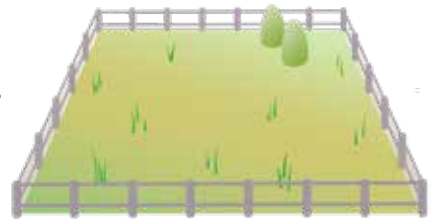
【届け出期限】

- ・契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届け出書の提出にご協力願います。

【提出書類】 各1部

- ・土地売買等届け出書
- ・契約書の写し
契約書の写し、またはこれに代わる書類
- ・周辺状況図
対象地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の図面
- ・形状図
対象地の形状を明らかにした縮尺5百分の1から2千分の1程度の図面（公図、測量図等）



【必要に応じて提出する書類】

- ・実測図
土地の面積の実測の方法を示した図書
- ・事業計画書
土地の利用目的に係る事業計画書または事業概要書
- ・委任状
代理人が届け出をする場合の委任状（代理人の場合は必須）
- ・別紙共有者一覧
土地の譲受人および譲渡人が複数になる場合提出
- ・別紙筆一覧
土地売買等届け出書に全ての筆を記載できない場合提出
- ・別紙海外居住者
譲受人の住所が国外の場合、国内の連絡先を記載した別紙を提出
- ・その他
審査のために必要な書類（土地の位置を明らかにした図面等）

【届け出方法】

- ・市町村の窓口へ直接提出
- ・郵送で市町村へ提出
- ・電子メールで市町村へ提出

【罰則】

- ・届け出をしないと法律で罰せられることがあります。
- ・提出様式や制度の詳細はこちらのQRコードからどうぞ



お問い合わせ先：総務企画課 企画振興係 電話：01632-5-1114 告知端末機：5-8814